

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和元年10月28日(月)
午前9時13分～午前9時19分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 長南良彦 副委員長 大久保主計
委員 菅原和子 委員 吉田良
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
- 4 委員外議員 2名
議長 丹野政喜 副議長 菊地忍
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤幸也
次 長 加藤勤
主幹兼議事調査係長 川上真理子
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 令和元年第5回名取市議会臨時会に係る会期について
② 議案の取り扱いについて
③ 一般市政報告の取り扱いについて

午前9時13分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

令和元年第5回名取市議会臨時会に係る会期についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 令和元年第5回名取市議会臨時会に係る会期について御説明いたします。

去る10月23日、令和元年第5回名取市議会臨時会の招集告示がなされました。

次第書をごらん願います。

1の（1）、① 市長提出議案は4カ件です。

内訳は、専決処分2カ件及び補正予算2カ件となっております。

まず、議案第93号 専決処分の承認について（令和元年度名取市一般会計補正予算（第4号））です。

次に、議案第94号 専決処分の承認について（令和元年度名取市下水道事業等会計補正予算（第2号））です。

次に、議案第95号 令和元年度名取市一般会計補正予算（第5号）です。

次に、議案第96号 令和元年度名取市下水道事業等会計補正予算（第3号）です。

今期臨時会で市長より提出のあった、議案第93号から議案第96号までの議案すべて、令和元年台風19号による被害の対応に関するものです。

以上が市長提出議案4カ件の内容です。

ただいま申し上げました提出議案の内容を勘案いたしまして、次第書の②会期です。今期臨時会の会期につきましては、10月28日月曜日の1日限りとする案です。

説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、令和元年第5回名取市議会臨時会に係る会期について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。

令和元年第5回名取市議会臨時会に係る会期につきましては、原案のとおり10月28日の1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、令和元年第5回名取市議会臨時会に係る会期については、10月28日の1日間とすることに決定いたしました。

次に、議案の取り扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 議案の取り扱いについて説明いたします。

次第書の（2）をごらん願います。

① 議案書の送付については、去る10月25日金曜日に議員各位への配付が完了しております。

次に、② 議案の上程については、10月28日月曜日、一般市政報告の後、上程を行います。なお、一般市政報告については、この後、次第書の（3）で説明いたします。

次に、③ 審議方法につきましては、まず議案上程の後、市長より提案理由の説明を受けます。質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

議案の取り扱いについては以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、議案の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。

議案の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、議案の取り扱いにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、一般市政報告の取り扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 一般市政報告の取り扱いについてご説明いたします。

次第書は下段をごらん願います。

市政報告の件名は「令和元年台風19号への対応について」です。

市長の市政報告につきましては、先例（第1章第10節）によりまして、議長の諸報告の次に行うことと、質疑は許可するのが例である、とされています。

それにより、取り扱い案ですが、10月28日月曜日、諸般の報告の後、市長より報告を受け、質疑を行うとする案です。

一般市政報告の取り扱いについての説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、一般市政報告の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。

一般市政報告の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、一般市政報告の取り扱いにつきましては、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前9時19分 散会

令和元年10月28日

議会運営委員会

委員長 長 南 良 彦